

中華人民共和國標準化法

1988年12月29日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國標準化法

(1988年12月29日中華人民共和國主席令第11号公布)

目録

- 第1章 総則
- 第2章 標準の制定
- 第3章 標準の実施
- 第4章 法律責任
- 第5章 付則

第1章 総則

第1条 社会主義の商品經濟を發展させ、技術の進歩を促進し、製品の品質を改善し、社会の經濟的効果を向上させ、国と人民の利益を保護し、標準化の事業を社会主義の近代化建設及び對外經濟關係の發展に適應させるために、本法を制定する。

第2条 以下に記載する統一を必要とする技術基準については、標準を制定しなければならない。

- (1) 工業製品の品種、規格、品質、等級、又は安全、衛生の基準。
 - (2) 工業製品の設計、生産、検査、包装、貯蔵、輸送、使用方法又は生産、貯蔵、輸送過程の安全、衛生基準。
 - (3) 環境保全に関する各種技術基準及び検査方法。
 - (4) 建設工事の設計、施工方法及び安全の基準。
 - (5) 工業生産、工事建設及び環境保全に関する技術用語、符号、略号及び製図方法。
- 重要な農産物及びその他の標準の制定が必要な項目は、國務院が定める。

第3条 標準化事業の任務は標準を制定し、標準の実施を組織し並びに標準の実施に対し監督を行うことである。

標準化の事業は國民經濟社会發展計画に組み入れなければならない。

第4条 国は国際標準を積極的に採用するよう奨励する。

第5条 國務院の標準化行政主管部門は全国の標準化事業を一元的に管理する。國務院の關係行政主管部門はその部門、その業種の標準化事業を管理する。

省・自治区・直轄市の標準化行政主管部門は所轄行政区域の標準化事業を一元的に管理する。省・自治区・直轄市の政府關係行政主管部門は所轄行政区域内のその部門、その所轄業種の標準化事業を管理する。

市・県の標準化行政主管部門と關係行政主管部門は、省・自治区・直轄市の政府が定められたそれぞれの職責に基づき、その行政区域内の標準化事業を管理する。

第2章 標準の制定

第6条 全国的範圍で統一を必要とする技術基準については、国家標準を制定しなけれ

ばならない。国家標準は国务院の標準化行政主管部門が制定する。国家標準はないが、全国的にある種の業種の範囲内で統一を必要とする技術基準については、業種標準を制定することができる。業種標準は国务院の関係行政主管部門が制定し、かつ国务院の標準化行政主管部門に届け出る。国家標準が公布された後は、その業種標準は同時に廃止する。国家標準及び業種標準がない場合は、省・自治区・直轄市の範囲内で統一を必要とする工業製品の安全・衛生基準については、地方標準を制定することができる。地方標準は、省・自治区・直轄市の標準化行政主管部門が制定し、かつ国务院の標準化行政主管部門及び国务院関係行政主管部門に届け出るが、国家標準又は業種標準が公布された後は、その地方標準は同時に廃止する。

企業は生産した製品に国家標準及び業種標準がない場合は、企業標準を制定し、生産遂行の根拠としなければならない。企業の製品標準は、地元政府の標準化行政主管部門及び関係行政主管部門に届け出なければならない。国家標準又は業種標準があた場合は、国は企業が国家標準及び業種標準により厳しい企業標準を制定し、企業内部で実施するよう奨励する。

標準の制定について法律が別に定める場合は、法律の規定に従って実行する。

第7条 国家標準、業種標準は、強制標準と推薦標準に分かれる。人体の健康、人身、財産の安全を保障する標準及び法律・行政法規における強制執行の標準は強制標準であり、その他の標準は推薦標準である。

省・自治区・直轄市の標準化行政主管部門が工業製品の安全、衛生基準について制定した地方標準は、所轄行政区域内では強制標準である。

第8条 標準の制定は安全と人民の身体の健康を保障し、消費者の利益を保護し、環境の保全に有利でなければならない。

第9条 標準の制定は国の資源の合理的使用、科学技術の成果の普及、経済効果の向上に有利でなければならない。かつ使用基準に適合し、製品の通用交換性に有利で、技術上の先進性、経済上の合理性を備えなければならない。

第10条 標準の制定は関係標準との協調、整合性を貫かななければならない。

第11条 標準の制定は対外経済技術協力と対外貿易の促進に有利でなければならない。

第12条 標準の制定は業種別協会、科学研究機構及び学術団体の役割を発揮させなければならない。

基準を制定する部門は、専門家で構成された標準化技術委員会により構成しなければならない。草案の作成に責任を負い、標準化案の審査業務に加わらせなければならない。

第13条 標準の実施後、標準を制定した部門は、科学技術の発展と経済建設の必要に基づいて適時再審査を行い、現行の標準が引続き有効であるか又は改訂、廃止すべきかを確認しなければならない。

第3章 標準の実施

第 14 条 強制標準は必ず実行しなければならない。強制標準に合致しない製品は、生産、販売、輸入を禁止する。推薦標準は、国が企業自らが採用するよう奨励する。

第 15 条 企業は、国家標準又は業種標準の製品について、国務院標準化行政主管部門又は国務院標準化行政主管部門が権限を与えた部門に対し、製品の品質認定を申請することができる。認定に合致した場合は、認定部門が認定証明書を発行し、製品又はその包装上に所定の認証標識の使用を許す。

すでに認定証明書を取得した製品が国家標準又は業種標準に合致しない場合、又は製品が認可を得ていない或いは認定に合格しなかった場合は、認証標識を使用して出荷販売してはならない。

第 16 条 輸出製品の技術基準は、契約の約定によって実行する。

第 17 条 企業が新製品を研究開発し、製品を改善し、技術改善を行う場合は、標準化の基準に適合しなければならない。

第 18 条 県級以上の政府の標準化行政主管部門は、標準の実施の進行に対し、監督、審査の責任を負う。

第 19 条 県級以上の政府の標準化行政主管部門は、必要により検査機関を設置することができる、又はその他の検査組織に権限を与えて、製品について標準に適合しているかどうかの検査を行うことができる。法律・行政法規が検査機関に対して別に規定がある場合は、法律・行政法規の定めにより実行する。

関係製品が標準に適合しているかどうかの紛争を処理する場合は、前条に定める検査機関の検査データを根拠とする。

第 4 章 法律責任

第 20 条 強制標準に適合しない製品を生産、販売、輸入した場合は、法律・行政法規に定めた行政主管部門が法により処理する、法律・行政法規に定めがない場合は、工商行政管理部門が製品と違法な所得を没収し、併せて科料を科する。重大な結果をきたし犯罪を構成する場合は、直接の責任者に対し法により刑事責任を追及する。

第 21 条 認定証明書が発給された製品が国家標準又は業種標準に適合しないにもかかわらず、認証標識を使用して出荷販売した場合は、標準化行政主管部門は販売の停止を命じ、併せて科料を科する。情状が深刻な場合は、認証部門はその認定証明書を取り消す。

第 22 条 製品が認定を受けていないか又は認定に合格していないにもかかわらず、勝手に認証標識を使用して出荷販売した場合は、標準化行政主管部門は販売の停止を命じ、併せて科料を科する。

第 23 条 当事者が製品の没収、違法所得の没収及び科料処罰に不服がある場合は、処罰の通知を受け取った日から 15 日以内に、処罰決定をした機関の 1 級上の機関に再審を

申立てることができる。再審の決定に不服がある場合は、再審決定を受け取った日より15日以内に人民法院に訴えを提起することができる。当事者は処罰通知を受け取った日から15日以内に直接人民法院に訴えを提起することもできる。当事者が一定期間を経過しても再審の申請をせず又は人民法院に訴えを提起もせず、さらに処罰決定を実行しない場合は、処理を決定した機関は人民法院に強制執行を申請する。

第24条 標準化事業の監督、検査、管理を担当する要員が法律に違反し職責をおそろかにし、私利をむさぼり、汚職をはたらいた場合は、行政処分を行う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第5章 付則

第25条 本法の実施条例は国務院が制定する。

第26条 本法は1989年4月1日から施行する。